

高野町放課後児童健全育成事業業務委託募集要項

1 業務の目的

高野町では、小学校に就学する児童のうち、保護者が共働きやひとり親家庭の児童を放課後や長期学校休日に保護者にかわって保育するため、学童保育所を設置・運営する。また家庭、地域等と連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等をもって、当該児童の健全な育成を図ることを目的とし、設置された学童保育所の運営業務について、より効率的、効果的に発達するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者に業務委託することで、安全で安心な運営業務を期待するとともに、費用対効果の高い事業を実施することを目的とし、その事業を委託する事業者を選定する。

2 業務の概要

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 委託業務名 | 高野町放課後児童健全育成事業業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 委託業務期間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間 |
| (4) 委託箇所 | 高野町学童保育所 |

3 委託業者選定方法

公募型企画提案（プロポーザル）方式による。

4 見積上限額

委託費 3,384万円（消費税込み）

（各年度の上限内訳）

令和8年度 1,128万円（消費税込み）

令和9年度 1,128万円（消費税込み）

令和10年度 1,128万円（消費税込み）

- (1) 応募段階で見積金額が上限額を超える提案については、失格とする。
- (2) 債務負担行為の設定については、高野町議会令和8年3月定例会に議案を提出する予定です。なお、当該議案が町議会において議決されない等の理由により本業務を停止する場合がある。また、この場合における損害は町は負担しない。

5 担当部課

担当課 〒648-0211 和歌山県伊都郡高野町大字高野山26番地の5

高野町教育委員会 電話 0736-56-3050（直通）

6 応募事業者の条件等

企画提案に参加できる者は、学童保育所の運営を適切に実施できる法人であり、以下の（1）から

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 高野町の令和6・7年度高野町入札参加業者資格者名簿に搭載されている者。または公募の期間内において登録することができる者。
- (3) 企画提案書の提出期限に、高野町の指名停止を受けていないこと。
- (4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされているもの（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、高野町が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされているものを除く）。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものも含む。以下同じ）がなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、高野町が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）。
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものも含む）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行なう者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) (7)までのすべての要件を満たす者とする。

7 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

受託事業者は、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）で選定する。

実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は行わない。

項目	日程
募集要項等の公表・交付	令和8年1月13日（火）
募集内容等に関する質問受付	令和8年1月13日（火）～令和8年1月16日（金）
募集要項に等に関する質問に対する回答	令和8年1月20日（火）
企画提案書提出 意思表明書受付	令和8年1月30日（金）
一次審査結果及び第 二次審査に関する 通知	令和8年2月上旬
二次審査（プレゼン テーション等）	令和8年2月中旬
二次審査結果の通知	令和8年2月下旬

（2） 募集要項等の配布

ア 交付期間 令和8年1月13日（火）から

午前8時30分～午後5時15分（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除き、最終日は午後4時までとする）。

イ 交付方法

募集要項等は、電子媒体において、高野町ホームページからも入手できます。

（3） 企画提案書提出意思表明書

企画提案書を提出する意思のある者は、企画提案書提出意思表明書（様式1）を提出すること。

ア 提出期限 令和8年1月30日（金）午後5時まで

イ 提出方法 直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

募集内容等の質問書の受付及び回答

ア 質問書受付期間

令和8年1月13日（火）～令和8年1月16日（金）

イ 提出方法 質問書（様式4）を電子メールに添付し提出すること

ウ 送信先 kyouiku@town.koya.lg.jp

エ 回答方法 電子メールにて全参加業者に回答する

（4） 企画提案等の書類の受付

ア 受付期間

令和8年1月30日（金）午後5時まで

イ 提出書類

- (ア) 企画提案書提出意思表明書（様式1）
- (イ) 企画提案書提出届（様式2）
- (ウ) 会社概要（A4版様式任意：1枚にまとめる）

以下の項目は必ず記載すること。

- ① 事業者名・本社所在地・業務内容
- ② 連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）
- (エ) 業務経歴書（様式3）※類似の業務実績について記載すること。
- (オ) 企画提案書（A4版・片面20枚以内）

※下記の事項については必ず記載すること。

- ①危機管理体制に関すること。
- ②経営状況に関すること。
- ③運営に関する理念に関すること。
- ④指導員等の雇用に対する待遇、配置に関すること。
- ⑤指導員の研修計画に関すること。

- (カ) 参考見積書（A4版様式任意：企画提案の内容に基づいた各経費の内訳、積算根拠を記載し、封入、封印の上、提出すること）

ウ 提出部数 11部（正本1部、副本10部）正本は会社名入りとし、副本は会社名を抜くこと。

エ 提出方法 提案書は直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

オ 提出先 高野町教育委員会

(5) 企画提案参加に際しての留意事項

ア 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- (エ) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (オ) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等委員長が失格であると認めた場合

イ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。ただし、提出期限内に限り補正することができるが、理由のいかんにかかわらず返却はしない。

ウ 提出書類の返却等

提出書類等は、理由の如何を問わず返却しない。

エ 企画提案書等の費用分担

企画提案書等の作成、提出に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

オ 資料の取り扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の承諾を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

カ その他

- (ア) 提出された企画提案書等は、高野町情報公開条例（平成15年条例第1号）に基づく情報公開請求の対象とする。
- (イ) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、審査会開催日の前日の正午までに、辞退届（任意様式）を教育委員会に持参するものとし、提出すること。

8 審査に関する事項

（1）選定方法

高野町が設置する放課後児童健全育成事業業務委託に係るプロポーザル審査委員会で、審査基準に基づき提出書類の内容を審査し、本事業の契約候補者を選定する。

選定にあたっては、一次審査（書類選考）及び二次審査（プレゼンテーション選考）の二段階で実施する。

ア 一次審査（書類選考）

(ア) 資格審査

全ての応募者に対し、本募集要項で規定された参加資格について審査する。参加資格要件を満たしていない者、提示金額が2の（4）で示す限度額を超えている場合は、二次審査に進めないものとする。

(イ) 書類審査

企画提案書等を基に業務実績、提案内容、提案金額等を審査する。

イ 二次審査（プレゼンテーション選考）

参加事業者が提出した企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を基に、

提案内容及び本業務への意欲、実現性等を審査する。

(ア) 企画提案の先行予定日等

事前に提出された企画提案書に基づき、下記のとおり実施する。

留意事項	
開催日及び場所	令和8年2月中旬予定 高野町中央公民館 会議室
実施要領	① プレゼンテーション及び質疑を実施する ② 当日の説明は、予め提出した提案書等を使用すること。 また必要に応じプレゼンテーション用資料を作成し、使用してもよい。 ③ 業務を委託した場合に、本業務の責任者となる予定者の出席をさせること。
時間	プレゼンテーション（30分以内） 質疑応答（15分以内）
使用機器等	プレゼンテーションに際し必要な機器類（PC等）は全て提案者が用意すること。

(イ) 審査項目及び評価内容

審査項目	全体に占める割合	評価基準
1 業務経歴	10／100	別紙1
2 経営状況	5／100	別紙1
3 價格の適正	10／100	別紙1
4 企画提案書に対する評価	75／100	別紙2

(ウ) 審査方法

審査は審査項目ごとの点数の合計得点にて競う「評価方式」により行なう。

なお、合計得点が同点の場合は、評価項目のうち「企画提案書に対する評価」「価格の適正」「経営状況」の順に評価が高い者を上位とする。審査項目の評価の基準については、別紙のとおりとし、審査委員会が評価点数を算出する。

(エ) 契約候補者の選定

審査の結果、評価点数の合計平均点数が60点を超える者の中から、総合点数の最も高い者を契約候補者として選定する。

(オ) 審査結果の通知

企画提案のプレゼンテーション実施後2週間以内に文書にて通知する。ただし、審査結果については、意義の申し立ては受け付けない。

9 契約の締結

契約候補者と改めて契約内容を協議の上、随意契約を締結する。なお、契約が成立しない場合は次点者と交渉を行なうものとする。

10 開設準備及び委託金額

- (カ) 選定された事業者は、その選定された日から令和8年3月31日までの間を開設準備期間とし、指導員の確保、見本の確認などを行なうものとする。なお、開設の準備に要する費用は、請負者の負担とする。
- (キ) 委託金額は、提案書等で提出された金額を基に、再度見積もりを徴収し契約を締結する。

11 指導員の雇用

現学童保育所に雇用されている者が、請負者への転籍を希望した場合は、原則として優先的に雇用すること。

12 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行なう業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行なううえで必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

受託者が本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、「高野町個人情報保護条例」（平成17年高野町個人情報保護条例第2号）及び「高野町個人情報保護条例施行規則」（平成17年高野町個人情報保護条例施行規則2号）に基づき適正に管理すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務を行なうにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また業務終了後も同様とする。

1.3 業務継続が困難となった場合の措置について

町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の

措置は次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき理由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき理由により業務の継続が困難となった場合には、町は契約の

取り消しができる。この場合、町に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく事業の業務が遂行できるよう、引き継ぎを行なうものとする。

(2) その他の理由により、業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、町及び受託者双方の責に帰すことができない理由により、

業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に調整が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは協定の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、受託者は必要なデータを遅滞なく町に提供すること。

1.4 問い合わせ先及び

〒648-0211 和歌山県高野町大字高野山26番地の5

高野町教育委員会

電話：0736-56-3050 FAX：0736-56-4831

E-mail : kyouiku@town.koya.lg.jp